

**緊急
企画**

コロナ倒産を回避するために
いますぐ検討したい！

「**新型
コロナ
ウイルス
感染症**」

— **中小企業への助成金
資金繰り支援の利用心得**

周知のとおり「新型コロナウイルス」によって景気が急速に悪化しています。そのため多くの中小企業が売上の減少や資金繰りの悪化という事態に直面しています。政府もこうした中小企業の資金繰りを支援するために、さまざまな対策を講じています。ここでは、中小企業への助成金と資金繰り支援の内容、制度利用の際の心得やポイント等を解説します。

コロナ倒産



&

雇用継続に努めた場合に使える
「雇用調整助成金（特例措置）」活用ガイド社会保険労務士
泉正道

こんにちは、社労士の泉正道です。新型コロナウイルスによる経済への影響について、今さら説明は不要でしょう。ここでは新型コロナウイルスで苦しんでいる中小企業のため、「雇用調整助成金、略して「雇調金」のポイント」を解説します。

本稿の最後でコロナ関連の補助金、助成金についても簡単に触れています。が、重要度があまりに違うので、ここでは雇調金を中心に解説します。

この雇調金は、会社の存続にかかわる重大な助成金です。ページの都合上、ここで全てをお伝えすることは不可能ですが、これを読めば雇調金のポイントと、「具体的に何をすればいいか？」が分かります。すでに雇調金を進めている方は、読んであまり意味がありません。

ません。これから雇調金に取り組みたい方、まだ間に合いますので、ぜひ読んでください。

なお、この記事は4月20日時点の情報をもとに執筆しています。政府から出る情報は日々更新され、本稿を読んでいる時には情報が古いという可能性もありますのでご了承ください。その点を意識して、細かい点には触れずに大枠で話を進めていきます。

混乱に乗じた
詐欺師にご注意!!

本題に入る前に、この混乱に乗じた詐欺師が急増していますので注意して

せん。気をつけてください。

「労務管理士の〇〇と申します」↓
「社会保険労務士っぽく言ってきますが、
「労務管理士」は民間資格であり、国家資格である社会保険労務士とは一切、関係がありません。

厚労省の助成金は、申請代行もアドバイスも、社労士（社会保険労務士）だけが得意な独占業務で、たとえ弁護士でもできません。また、誰かが「助成金を」受け取り「ませんか？」なんて言ってきたら、それも99%詐欺です。無条件で受け取れる助成金はありません。

雇調金の要件を
押さえておこう

本題に入ります。雇調金は、「原則」と「特例措置」がありますが、特例措

置により要件が大幅に緩和され、手続きも大幅に簡素化されています。少なくとも特例措置は6月30日まで受けられますので、この記事では「特例措置」に絞って説明していきます。

雇用調整助成金「新型コロナウイルス感染症特例措置」については、2020年4月20日時点で、「特例期間は4月1日から6月30日まで」と規定されています。本誌発行時点では延長されているかもしれませんが、まずは次ページ図表1で「特例措置」のポイントを確認してみてください。

4月10日に要件が大きく緩和され、手続きも簡略化されましたので、「90%以上の中小企業が雇調金の対象となる」と僕は考えています。ただ、対象にはなっても、「使えるかどうか」は全く別ですが。

雇調金をシンプルに説明すると、「コロナのせいで売上（仕事）が減った↓会社が従業員を休ませて、休業手当を

ください。この雇調金についても、詐欺師が中小企業を狙っています。いくつか例を挙げると、次の通りです。

「最初に100万円支払ってもらえれば、確実に500万円の助成金を獲得できます」↓「そんなおいしい助成金はありませんし、「確実」という言葉を前面に出す人間は、99%詐欺師です。」
「雇用調整助成金について、1人あたり100万円もらえる特例で今日できた」↓「インターネット検索するか、労働局に問い合わせてください。そのような情報が出ていれば信じていいですが、そうでなければ、それは嘘です。」
「助成金コンサルタントの〇〇と申します」↓「そんな国家資格は存在しま

支給した↓それに対して国が会社に助成金を支給する」というものです。

「売上が減って大変な状況なのに、国民の雇用を維持してくれた」ことに對して、国が会社を助けようという趣旨です。よく勘違いされますが、雇調金は従業員ではなく会社に支給されません。

ご存知の読者も多いでしょうが、会社都合で従業員を休ませる場合には、会社は「平均賃金の6割以上」の手当（休業手当）を支払う必要があります。ここで「緊急事態宣言が出ているのに、なぜ会社都合なのか？」という疑問が生じますが、残念ですが会社都合扱いとなる可能性が極めて高いです（詳しくは管轄の労働基準監督署にご相談ください）。

逆に、従業員自身がコロナに感染した場合や、従業員から「感染が不安なので休みたい」と言って休んだ場合は会社都合ではありませんので、休業手

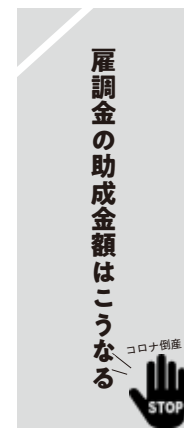
図表1 雇用調整助成金「新型コロナウイルス感染症特例措置」のポイント

対象業種	全業種
雇用保険の適用	雇用保険の適用事業所 (雇用保険の被保険者がゼロだと使えない)
売上減少の要件	新型コロナの影響を受け、売上、生産量などの「生産指標」が、直前の1ヵ月で5%以上低下した
対象労働者	従業員なら誰でも対象 (雇用保険被保険者でない労働者もOK)
会社がやるべきこと	従業員を休ませて、休業手当を支給する
休業の日数下限は？	あまり気にしなくていいが、休業対象者が少なすぎると対象外(NG例：正社員100人の会社で、たった2人に対して3日間の休業しか与えない)
休業の日数上限は？	たっぷり取れますので、現時点では気にしないでください
助成率	おおむね休業手当の支給額(正確には違うが、記事中で説明)×4/5(中小)、2/3(大企業)、 ※解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業)
いつもらえる？	支給申請からおおむね2ヵ月以内(他の助成金より早い)

※ここでいう「会社」とは、「雇用保険の被保険者が1名以上いる」法人、個人事業主を指します。

※「休ませている間に教育訓練を受けさせる」制度もありますが、紙数の都合上省略します。

当の支払い義務はありません。
では、「どのような休ませ方に対して助成金が出るのか？」というと、1日単位で休ませてもOK、1時間単位でもOKです。また、雇用保険の被保険者以外(労働時間が短いパートなど)も助成金の対象となります。



次に、会社が受けられる助成金額についてお話します。先ほどの図表1に「おおむね休業手当の支給額(正確には違う)×支給率」と書きましたが、正確には、「前年の雇用保険料の基礎賃金総額」から算出します。厚労省のHPに「助成額算定書」があるので、それをダウンロードして計算してほしいのですが、以下に具体例をもとに説明しましょう。

〈例①：A社の助成金額〉

- ・前年度の雇用保険の基礎賃金総額…3000万円
- ・月平均の雇用保険被保険者数…10人
- ・年間所定労働日数…265日
- ・休業手当の支給率…所定給与の60%を支払う
- ・助成金の支給率…10分の9(中小企業で、解雇等をしていない)

この条件だと、下記のように計算します。

$$3,000万円 \div 10人 \div 265日 = 11,320円$$

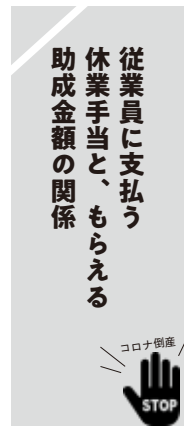
(A社の1日あたりの平均賃金)

$$11,320円 \times 60\% \times 10分の9 = 6,112円$$

A社の1日1人あたりの助成金額は6112円となります。なお、1日1人あたりの助成金額は上限が8330円と決まっています。それより高額に

なっても8330円しか支給されませんので注意してください。
計算は上記の通りですが、2019年6月頃に年度更新で提出された「労働保険概算・確定保険料 申告書」を見ていただければ、より理解しやすいと思います。

次に、さらに理解を深めるために、休業手当と助成金の関係についてお話しします。



こちらについても例を挙げて説明しましょう。

〈例②：A社の正社員・Tさんを休業させる場合〉

・Tさんの給与…月額20万円(基本給

- 18万円、固定残業手当2万円)
- ・A社の6月の所定労働日数…23日
- ・A社の給与締日…毎月末
- ・A社の給与支払日…翌月15日
- ・6月にTさんが休業させられた日数…7日

$$200,000円 \div 23日 = 8,695円$$

(Tさんの1日あたりの賃金)

$$8,695円 \times 60\% = 5,217円$$

(Tさんに支給される、1日あたりの休業手当)

$$5,217円 \times 7日 = 36,519円$$

これに対して会社が受け取る助成金額は、さきほどの6112円×7日＝4万2784円となります。そうなんです。会社が支払う休業手当より、会社が受給する助成金額のほうが多いということが起こります。

ただ、こうしたケースは稀ですので、結果的にプラスになったらラッキーくらいに思ってください。

図表2 休業計画を立ててから助成金の申請をするまでのスケジュールの例（給与が未締め、翌15日払いの場合）

・ 5月25日	従業員に、休業についての意思確認をする
・ 5月25日	休業に関する「従業員代表」を決める
・ 5月26日	経営陣で、アバウトな休業計画を作る
★5月27日	従業員代表と話し合い、休業計画を確定する
★6月1日	休業の開始
・ 6月末日	給与締め日
★7月15日	給与支払い日（休業手当を支払う）
★7月15日	所定の「休業実績表」を作成する
★7月20日頃	雇調金の計画届、支給申請一式をまとめて都道府県労働局に提出する
・ 8月下旬	労働局から助成金が支給される

ちなみに、雇用保険の被保険者でない人（週20時間未満の従業員）は計算式がまったく違っていて、アバウトに言うところ「実際に支給した休業手当×助成金支給率」となります。こちらのほうが、計算が分かりやすいですね。

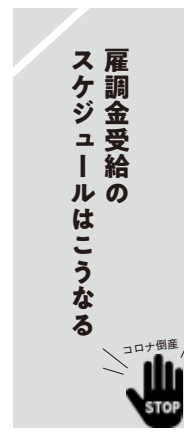
また、休業手当に関連してよくある質問が、「休業日に、社員から有給休暇を使いたいと言われたが、どうすればよいか？」というものです。休業手当を支払えば済むのか？ それとも有給休暇で処理する必要があるのか？ 結論を言うと、それは「タイミング」によります。

会社の休業命令が、労働者の有給休暇の請求より先であれば、労働者の請求を拒否できます。有給はそもそも、労働義務があることを前提にしており、それを免除するものです。ですから、労働義務がない日、つまり休日には、有給休暇を使いたくとも使えないという理屈です。

逆に、有給休暇の請求が会社の休業命令より先であれば、会社は、その行使を拒否する事はできません。

ただ、休業命令を先に出していたものの、本人がどうしても有給休暇を消化させてほしい、と言ってきた場合は、使わせても差し支えないと思います。そして、有給休暇を取得させた日については、休業手当を支払う義務はありません。

ただし、有休を取得させた日は助成金の対象外ですので、ご注意ください。



図表は、イメージしやすいように「この記事を5月25日に読んでいます」という前提でのスケジュールです。なお、「★」は雇調金を受給するための要件（必須項目）ですが、それ以外は要件ではありません。

では、スケジュールを細かく見ていきましょう。

まず、できれば従業員の意思確認をします。仕事がしたいか？ 手当をもらって休業したいか？ 休業するならばローテーション制が良いか、など、会社の実態に合わせて聞いてください。その後で従業員代表を決めるので、その人に従業員全体の意見を集めてもらうのも良いでしょう。

いずれにしても、会社が一方的に進める休業計画は反感呼びます。ただし、「休業手当の支給率は何%が良いか？」まで聞く必要はありません、おそらく全員が、できれば100%と回答するだけなので。

次に、休業について会社と話し合う「従業員代表」を1名決めてもらいます。従業員同士で話し合っって1名選出してもらってもいいし、活発な話し合いがされない場合は会社が指名して、その人が従業員代表で問題ないかアンケートを取ります。

なお、雇調金では「雇用保険の適用事業所」単位で支給申請を行います。仮に全国に100店舗あり、従業員が500人いる会社でも、雇用保険適用事業所は本社だけに集約している場合は、「従業員代表は会社全体で1人」でOKです。逆に3店舗しかない会社でも、それぞれが雇用保険適用事業所なら、それぞれで従業員代表が必要（全部で3人）です。

次に、経営陣だけで休業手当の支給率、休業対象者、休業日数をアバウトに決めます。それを従業員代表と話し合い、確定させます。休業手当は6割支給で問題ありませんが、従業員の気

持ちを繋ぎ止めるなら、なるべく高いほうがいいですね。

休業計画が噂になった時点で、従業員は「他社への転職」や「副業」を意識すると思ってください。これは仕方のない事です。「最低補償（6割）で休業はしてくれ。でも他の仕事はするな」は通りません。ただ、全国的に休業傾向なので、転職も簡単ではないはず。

なお、休業中に従業員が他社（グループ会社とかは不可）でアルバイトしても、助成金は受給できません。

休業計画が確定したら「休業協定書」と「休業計画表」に、従業員代表の署名押印を取ってください。そして、休業の実行と、給与支払日に休業手当の支払をします。

とりあえず休業させて
資料はあとで揃えればよい



この特例措置では「計画届の事後提出を認める」かつ「計画届と支給申請書を合わせて提出可能」となっています。



これは雇調金の最大の特徴で、他の助成金では原則ありません。事後でいい。それが相場であり、適正な報酬です。

以上、やや消化不良ではありますが、雇調金(特例措置)について解説してきました。もし興味があればFacebookグループ「雇用調整助成金確定情報共有グループ」に参加してください。無料ですし、社労士だけでなく、経営者や経理、総務担当者(助成金申請を担当するであろう人)も参加可能です。

Q&Aや、使えるツールなど、日々情報を更新しています。雇調金Facebookグループはいくつかありますが、社労士以外も参加できるグループはここだけです。自分の収益につなげるつもりは全くありません。単純に、ページ数の問題で書ききれないからです。

ということとは、「とりあえず休業させて、資料その他は時間をかけて揃えれば良い」ので、時間と気持ちに余裕ができます。このルールは非常に有り難いといえます。

ただ、計画の事後提出可能はリスクもあります。それが「本当に要件を満たしているか分からない」という点です。

通常、助成金の計画は実施「前」に提出します。そこで不備や、要件を満たしていない時は労働局が教えてくれます。しかし事後提出だとそれがないので、最悪なのが「すみません、この計画、そもそも雇調金の要件を満たしていませんよね?」となりかねないのです。

がんばって休業手当を支払って、助成金の書類も作って申請したのに、助成金は入らないということになれば、経営にも大打撃です。

とは言え、事前提出するほど時間に

雇調金以外の助成金、
補助金も知っておこう



最後に、雇調金以外の助成金、補助金をいくつか挙げておきます。

●新型コロナウイルス感染症による小 学校休業等対応助成金

簡単に言うと、「従業員の子供が通う小学校が休校になった↓従業員が家で子供の世話をする必要があり、会社を休んだ」に対して、会社が休業手当を支払うと、国が会社に助成金を支給するものです。支給率は100%(上限8330円)。該当者がいるなら、その人には雇調金ではなくこっちを使いましょう。

●持続化給付金

コロナ拡大で大きな影響を受けてい

余裕はないと思いますし、労働局は非常に混んでいて、審査に時間がかかります。時間に余裕があれば事前に、時間がなければ事後申請で。事後の場合は、厚労省のHPにアップされているガイドブック、様式をしっかり読んで、間違いがない状態で申請するのがおススメです。

本来なら、この雇調金こそ社労士が活躍すべき助成金なのですが、すでにほとんどの社労士は手一杯です。僕もまったく時間が取れず、顧問先の申請以外は受けていません。なんとか受け付けてくれる社労士を探るか、自社で頑張るかしかないのです。

シンプルな休業計画なら自社で作成できますので、間違っても「社労士以外」のサポートは受けないでください。特に助成金コンサルを名乗る者は絶対やめましょう。どうしても依頼するなら「着手金5万円以内(できればゼロ)、成功報酬15%以下」の人にしてください。

事業者に対して、中小法人には最大200万円、個人事業主は最大100万円の給付金を支給するという内容です。令和2年度の補正予算の成立(本稿執筆時点では成立していない)を前提としています。詳細な条件や申請方法等については、経済産業省のHPで確認してください。

●働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)

コロナの影響でテレワークが進んでいます。テレワーク導入にかかった費用の2分の1(上限100万円)が支給されます。ただし、交付申請(計画の提出)は5月29日まで、取組みは5月31日までと、スケジュール的に厳しいかもしれません。延長されている可能性もありますので、確認してみてください。テレワーク導入企業には有り難い制度です。

1つポイントをあげるなら、ソフトウェア導入の場合は「IT導入補助金」も使える可能性がありますので、どちらが良いかを検討しましょう。

●感染拡大防止協力金（東京都のみ）

東京都の休業要請や協力依頼に対して、全面的に協力する事業者への協力金です。ただ、そもそも休業要請をしている業種が、カラオケ店、バー、大学、パチンコ店等と限定されており、本誌の読者層とは合わないかもしれません。いずれにしても詳細は東京都HPで確認してください。

これに限らず、自治体レベルで実施している助成金、補助金もいくつかありますので、本社、支店が置かれている自治体のHPで確認することもオススメします。

ちなみに、コロナに特化した「補助金」は、国レベルではありません。「コ

ロナの影響を受けていたら加点します」とか、「今の期間だけ、補助率や上限金額をアップします」という内容なので、ここでは割愛します。



ここまで主に雇調金の活用方法をお話ししてきましたが、雇用を維持したくてもキャッシュが足らずに雇調金を使えず、解雇や退職勧奨をせざるを得ない会社もたくさん出ています。僕はその会社が悪いとは全く思いません。もちろん、そうならない努力は必要ですが、限界があります。

助成金の話をしておきながら、こんなことを言うと怒られるかもしれませんが、政府の制度ははっきり言って片手落ちで、この状況で助成金を活用させようという考えがそもそも間違っています。

中小企業を守りたいなら、社会保険

料の納付免除、消費税の中間納税廃止、そして従業員の賃金も、海外のように会社でなく国が直接補償すべきです。それが、苦しむ経営者達を目の前で見て感じる、社労士である僕の正直な感想です。

おそらく本記事が掲載される時点で、自粛要請は解除されておらず、企業の経営状況はより悪化しているでしょう。今後も、人類が一度も経験したことがない状況が続きます。制度として少し不備があるとはいえ、活用できる助成金は全て使って、共に苦しい時代を生き抜きましょう！（僕の予測が外れる事を祈ります）。



●いずみ まさみ

いずみ社労士・助成金事務所代表。社会保険労務士。もうすぐ40歳。2019年7月に顧問業務を本格スタートし、13社と顧問契約を締結。人事評価制度、就業規則の作成から、助成金、補助金の申請（合計支給額4億円超）を主な業務としている。【近況】2月くらいから、朝5時起ききの生活を始めています。ホームページ、メルマガ（まぐまぐ）で、助成金・補助金の記事を更新していますので、ぜひご覧ください。

資金繰り支援

事業存続のために今すぐ検討したい「新型コロナウイルス感染症」中小企業への資金繰り支援の利用心得

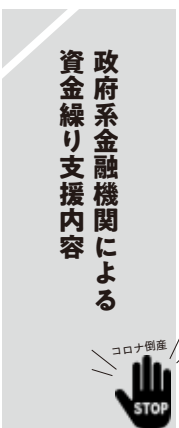
税理士 松野亮

新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済は深刻な影響を受けています。新型コロナウイルス感染症は、終息までかなりの時間を要するという見方も出てきており、今後は、人やモノの動きの世界的な遮断や国内での経済活動抑制により、その影響は、長い期間、相当広い業種に及ぶと予想されます。

特に、体力のある大企業に比べて資金に余裕のない中小企業では、資金繰りや経営戦略について難しい判断を迫られています。当事務所にも、「このままだと、経営が成り立たないが、どこから資金調達したらよいか」、「どのような方針で資金調達をしたらよいか」などといった相談が殺到していま

す。

そこで以下に、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業向けに政府等が打ち出している資金繰り支援の内容や、具体的に中小企業が取るべき対応、経理担当者の準備すべき内容について解説していきます。



3月中旬以降、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対してさまざまな資金繰り対策が発表されています。

まず、政府系金融機関による資金繰

り支援を見ていくことにします。ここでは、日本政策金融公庫の制度について取り上げます（商工中金にも、危機対応融資という制度があります）。制度の全体像は、次ページ図表3をご覧ください。

① セーフティネット貸付

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、従来の売上高が5%以上減少といった数値要件が緩和され、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象となりました。ただし、②の新型コロナウイルス感染症特別貸付のように、金利の優遇はありません。

- ・融資限度額：中小事業7・2億円
- ・国民事業4800万円
- ・貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内
- ② 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・据置期間：3年以内

図表3 政府系金融機関による資金繰り支援の概要

政府系金融機関による融資		
融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。		
金利引き下げなし	金利▲0.9%下げ	実質無利子融資
セーフティネット貸付 基準金利	新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経融資 危機対応融資	
対象要件 売上高等の要件はなし	対象要件 売上高▲5%以上減少 ※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応	+
		特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給
		対象要件 個人事業主(小規模)：要件なし 小規模(法人)：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減

(出典：経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」)

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対する新たな融資制度です。

- ・融資限度額：中小事業3億円 国民事業6000万円
- ・貸付期間：設備資金20年以内(据置期間5年以内) 運転資金15年以内(据置期間5年以内)
- ※信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0・9%の利息の減額を実施

- ・適用対象者：最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している中小企業者等
- ※詳しくは、日本政策金融公団Pにてご確認ください

③ 特別利子補給制度

②の新型コロナウイルス感染症特別貸付により借入れを行なった中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業者等に対して、利子補給が実施されます。新型コロナウイルス感染症特別貸付等と特別利子補給制度を併用することで、当初3年間は実質的に無利子となります。資金繰りが悪化している事業者は、すぐに利用を検討すべき制度です。

- ・適用対象者
- (イ) 個人事業主：要件なし
- (ロ) 小規模事業者(法人事業者)：売上高15%以上減少

- (ハ) 中小事業者(上記(イ)(ロ)を除く事業者)：売上高20%以上減少

※小規模要件 卸・小売業、サービス業は従業員5名以下 それ以外の業種は、20名以下

なお、利用手続きの流れですが、日本政策金融公庫の融資制度を申し込む場合には、最寄りの日本政策金融公庫の支店で申し込むか、もしくは郵送で申し込みを行います。4月20日現在、日本政策金融公庫では、どこの支店も大変混雑し、予約が殺到し事前相談が難しい状況のようです。

日本政策金融公庫では、郵送での対応を推奨しており、郵送による申し込みの方が融資実行までの時間は早くくなっているとのこと。

日本政策金融公庫のHPを見ると、「『新型コロナウイルス特別貸付』のお申し込み時に提出いただく書類」、「『新型コロナウイルス感染症特別貸付』のお申込み手続き」などと、具体

的な手続き方法を確認することができます。

記入例を見ながら記載すれば申し込みできると思いますが、書類の記入で整合性が取れていないところなどがあると、融資実行までより時間がかかってしまいます。そのため、提出前に顧問税理士にチェックしてもらうことをお勧めします。

また、申し込みをする最寄りの支店に顧問税理士の知り合いの担当者がいる場合には、顧問税理士に声をかけてから送るようにしてください。より、審査がスムーズに進むようになります。

民間金融機関による信用保証付融資も検討する



次に、民間金融機関による信用保証付融資(セーフティネット保証)について見ていきます(次ページ図表4参

照)。

① セーフティネット保証

中小企業者等が金融機関から融資を受けようとする時、信用保証協会の保証を求められることがあります。そうした場合、中小企業者等は、信用保証協会に保証料を支払うことで保証を付けてもらいます。これにより、中小企業者等が借入金を返済できないときに、代わって信用保証協会が借入金の返済をしてくれるのです。

この信用保証協会が保証をする融資は、保証付融資と呼ばれており、信用保証協会が保証を付けてくれる分、金融機関の審査のハードルは低くなります。

今回のセーフティネット保証は、通常の保証枠とは別に設定されるものです。経済産業省では、(図表4)にあるように、信用保証協会が提供する一

図表4 民間金融機関による信用保証付融資の概要

民間金融機関による信用保証付融資		
※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。		
セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。	危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種 [※] を対象に100%保証。 ※一部保証対象外の業種があります。	
一般保証枠 (2.8億円)	+	SN保証枠 (2.8億円) + 危機関連保証枠 (2.8億円)
信用保証付融資における保証料・利子減免 セーフティネット保証4号・5号危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。		

(出典：経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」)

般枠(2・8億円)に加え、セーフティネット保証(2・8億円)、危機関連保証(2・8億円)を別枠として、条件を満たす事業者に与えると説明をしています。

そのため、既に、企業が信用保証協会による保証を受けていたとしても、セーフティネット保証を受けることができれば、別枠で融資を受けることが可能となります。

ちなみに今回の新型コロナウイルス感染症に關係するセーフティネット保証は、4号・5号が対象となつています。

- ・セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2・8億円)で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比20%以上減少等の場合

- ・セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種につ

いて、一般枠とは別枠(最大2・8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比5%以上減少等の場合
 ※対象業種は、経済産業省・中小企業庁HPにてご確認ください

このセーフティネット保証4号・5号の主な違いは、

- ・売上高減少割合の違い
- ・対象業種が決まっているかどうか(5号は対象業種が限定)
- ・保証率の違い

セーフティネット保証4号は、保証率が100%であり、かつ、業種が限定されていないため、5号に比べて有利です。セーフティネット保証4号は、信用保証協会が100%保証のため、万が一貸付金を回収できないときは、信用保証協会がその損失を100%保証します。

一方、セーフティネット保証5号は、保証率が80%で金融機関においてリスクが生じるため、金融機関での取扱いが4号よりも厳しくなります。そのため、売上高が前年同月比20%以上減少している中小企業者等は、セーフティネット保証4号を選択し、20%に満たない場合には5号の利用を検討するということになるでしょう。

② 危機関連保証

全国の中小企業者等の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国全業種の事業者を対象に、危機関連保証(100%保証)として、売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業者等に對して、別枠が措置されています。

③ 信用保証付融資における保証料・利子減免

令和2年度補正予算の成立を前提として、セーフティネット保証4号・5号の適用要件と連動して、一定の保証料免除と利子補給が実施される予定となっております(令和2年4月15日現在)。

利用手続きの流れですが、セーフティネット保証4号・5号や危機関連保証を利用したい場合には、本店所在地の市区町村に認定申請を行ないます。その後、金融機関に認定証を持ち込み、金融機関経由で保証付融資を申し込むこととなります。

現在、市区町村の認定窓口は大変混みあっているため、利用したい場合には、できるだけ早いタイミングでの認定申請をお勧めします。また、金融機関については、日頃取引(借入)のある金融機関に相談するべきです。借入額が5000万円を超える場合には、メガバンク、それに満たない場合には、信用金庫や地方銀行に相談するとスム

ーズに進みます。

もし、取引のある金融機関がないという場合には、急に融資を依頼したとしても、なかなか相手にしてもらえないことが多いと予想されます。もしも、認定証を取得しても金融機関が対応してくれないという場合には、顧問税理士に金融機関を紹介して貰うと良いでしょう。

持続化給付金



政府の感染症緊急経済対策の中で、特に厳しい状況にある事業者に対する給付金制度として、「持続化給付金」が発表されています。

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響によって売上が大幅に減少している事業者を対象に、法人の場合は最大200万円、個人の場合に

は最大100万円の現金給付を行い事業継続の下支えを行なうというものです(ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限)。

支給対象者は次のとおりです。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者
- ・中堅企業、中小企業、小規模事業者
- ・フリーランスを含む個人事業者(資

本金10億円以上の大企業を除く)

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

持続化給付金は、一定の要件を満たせば、法人事業者が200万円、個人事業者が100万円を受け取れるといったものではなく、あくまで、事業者の売上減少分を補填してくれるというものです。具体的には、次の計算式で

計算した金額が限度額に満たない場合には、その金額しか給付を受けることができません。そのため、なるべく売上が落ち込んだ月で計算した方が受け取る金額が大きくなるということになります。

前年の総売上(事業収入) ÷ (前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

※前年同月比▲50%月の対象期間は、2020年1月～12月のひと月について事業者が選択可能

なお、申請に当たっては、住所や口座番号(通帳の写し)に加え、法人番号(個人事業者の場合には、本人確認書類)、2019年の確定申告書類の控え、減収月の事業収入額を示した帳簿等を予定しており、Webでの申請を基本とさせていただきます。

また、この持続化給付金は、詳細について4月最終週を目途に公表される予定となっています。本稿執筆時点で



いようにご注意ください。

① 最大限の額の融資を受けると同時に、借り換え・融資の一本化を検討する

※返済期間や据置期間は可能な限り長くとり、資金流出を減らす

② 返済期間の延長(リスク)等条件を見直す

③ 返済猶予を依頼する

この非常時、中小企業は、事業を継続するのであれば、淘汰されないことを最優先し、最大限の資金調達を行ない、その金利の負担は保険料と考えるべきです。

まずは、日本政策金融公庫の融資制度、保証付融資等により可能な限りの融資を受け、手元資金を確保することが大切です。借入にあたっては、できるだけ返済期間や据置期間を長く取れるように交渉してください。

ある4月19日の段階では、詳細が公表されていませんが、皆さんがこの記事を目にされている頃には、新しい情報が公表されているはずで、前年に創業した場合、前年は個人事業主で今年に法人成りした場合等、様々なケースについて追加公表されると思われます。持続化給付金は、要件さえ満たせば、確実に受給できるものです。是非、最新情報をチェックし活用を検討してください。

中小企業の対応はこの手順で



今回の政府等の対応は、過去に見たことがないような手厚いものです。今は、それだけの緊急事態だということなのです。このような緊急時を乗り切るためには、次の順番での対応をお勧めします。くれぐれも順番を間違いな

そして、必要に応じて、借り換えや融資の一本化を行ない、返済期間の延長や月々の返済負担額の減少を図ります。

なお、金融機関に対して返済期間の延長などの条件見直しは、融資が受けられなくなってしまうこととなります。また、返済猶予は、最後の手段になります。これを行なうと新規の借入れができなくなる可能性が高くなるので注意してください。

いざれにしても今の段階では、今後不安がある中小企業は、最大限の資金調達を目指して動くことになるでしょう。また、動くのであれば、できるだけ早く動くべきです。なぜなら、融資は審査で決まるため、業績が悪化してからでは、希望額の調達はより難しくなります。

資金調達をするのであれば、できるだけ状況が良い時、すなわち、できるだけ早いタイミングで動く方がよいと

いうこととなります。

経理担当者は事前準備に 注力しよう



さて、このような状況下で、経理担当者はどのような準備をすべきなのでしょう。やるべきことをまとめてみました。

まずは現状の確認です。経理担当者は、試算表、資金繰り表をできるだけ早く作成し、どの時期に、いくらの入金額・出金額があるのか把握することが大切です。これにより、数カ月先の手元資金が十分でない結果となるようであれば、速やかに資金調達に動く必要があります。

また、試算表の作成は、スピードが重要です。細かいことを気にして時間をかける必要はなく、概算値でかまいません。特に試算表は、関係者の判断

を誤らせない程度であれば、できるだけ簡便な処理を行なうことで、作成スピードを上げるべきです。

次に、資金調達時における資料作成の準備にかかりましょう。

金融機関は、融資の申し込みを受けた場合には、必要資金額とその金額の妥当性について必ず確認してきます。

緊急事態とはいえ、「根拠もなく、できるだけ多く借りたい」というのは、金融機関が最も嫌うことのひとつです。

ご紹介した日本政策金融公庫の融資枠は、あくまでも利用可能上限であり、必ず上限額一杯の融資が受けられる訳ではありません。また、保証協会の保証枠についても、同様です。あくまで、融資金額は、企業の必要とする資金と回復後の業績の返済可能財源から決まります。そのため、融資の申し込みに当たっては、説得力のある資料を提示することが大切です。

融資に申し込みにあたり作成すべき理などを行なっている場合には、これらの数値を拾い、積み上げて事業計画を作成するようにしてください。

また、事業計画は、金融機関にとって資金調達を行なう際の最も重要な判断材料となります。具体的には、返済期間に係る前年同期比の期間損益、売上計画の妥当性、売上減少に応じたコスト削減に係る具体策等の説明が必要です。

売上と売上総利益についてはセグメントやサービス・商材ごとの切り分け、販売管理費については費目ごとの切り分けを行ない、それぞれ具体性のある計画を立案すると説得力が増します。

なお、事業計画の前提条件は、前年比〇〇%増加、前年比〇〇%減少というざっくりとした設定ではなく、具体的な個別項目の積み上げにより、〇〇%増加したため、売上高〇〇千円増加、人件費〇〇千円減少などと説明すると事業計画の信頼性が高まります。特に社内プロジェクト管理や原価管

場合によっては、事業計画などの資料作成を普段行なっていないため、なかなか作業が進まないということもあるかもしれません。そういった場合には、顧問税理士に相談するのも一法です。多くの場合、顧問税理士は、作成のサポートやアドバイスなどしてくれると思います。こういう時こそ、顧問税理士をフル活用するべきです。

また、経理担当者が留意すべき点として、融資の申し込み自体が大変複雑しているということがあります。4月初旬の段階では、多くの事業者が融資の相談や申し込みに殺到したため、融資実行まで2か月以上の時間がかかってもおかしくない状況でした。

こちらの原稿を皆さんが読んでいる頃には状況が変わっている可能性はありますが、融資の申し込みが必要な企

資料には、以下のようなものがあります。

- ・ 直近の試算表
- ・ 資金繰り表
- ・ 必要資金の説明資料
- ・ 事業計画

これまで説明してきた融資制度は、売上の減少が条件となっており、直近の試算表がないと売上げの把握ができません。そのため、融資の申し込みをする場合には、できるだけ早く直近の試算表を作成する必要があります。

次の資金繰り表は、必要資金の金額を明確にするために必要となります。これに必要な資金の説明資料をつけておくことで、その必要な理由も明らかにすることができま

なお、使用している会計ソフトによっては、資金繰り表が簡単に出力できるものがあるため、会計ソフトの機能

業は、とにかく早く動くことが必要だという認識を持ってください。

こういった緊急事態の時こそ、縁の下の力持ちである経理担当者の力の見せ所です。特に資金調達は、事前の準備によってその結果が大きく変わります。今は、大変な時期ですが、皆さん一緒に頑張りましょう！



●まつの りょう

経理サポート会計事務所代表税理士。医療コンサルティング会社、国内最大級の税理士法人を経て、経理サポート会計事務所を設立。現在、個人事業、中堅企業の他、医療法人、社会福祉法人などのヘルスケア分野のクライアントに対して会計・税務・資金調達のサービスを提供している。「クライアントとは一生付き合い合い、支えていく」ことを信念に、日々奔走中。【近況】緊急事態宣言が出てから、外食を控え自宅で食事を取るようになり、また、仕事でもクライアントとの打ち合わせをWEB会議やチャットを活用するようになりました。緊急事態の中、今までの習慣を変えようと頑張っています。